

# いじめ防止基本方針

制 定 令 和 2 年 2 月 1 日

## 1. 基本方針

本校では思春期の非常に大切な時期に心身健やかに成長できるように、いじめに関しては厳正に対処する。具体的にいじめは以下に該当することになる。

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる  
仲間はずれ、集団による無視をされる  
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする  
金品をたかられる  
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする  
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする  
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

全教職員がこれらのいじめを絶対に許さないという姿勢を持ち続けるようにする。

## 2. 早期発見

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、「単なるいさかいである」「よくある人間関係のトラブルである」など安易に判断するのではなく、「いじめ」に当たるか否かの判断を組織的に行い、いじめかどうかを正確に判断する。

ささいな兆候から、いじめではないかという疑いを持ち、一回限りだとしても早期の段階から学校が組織としての的確に関りを持ち、教職員間の情報共有を密にしながら、いじめを隠したり、看過したり、軽視したりすることなく、正確に漏れなく認知し、支援や指導等を行い、早期解決や再発防止につなげていく。

## 3. 対処

いじめの事実が確認された場合は、直ちに情報を共有しながら、適切かつ迅速に対処する。

1) 組織的に対応し、家庭や地域社会等との連携協力のもと、いじめを受けた生徒やいじめを通報・相談を行った者の安全を確保する。

2) いじめを行った生徒に対しては、その行為の背景にも着目しながら、教育的配慮のもと、適切な指導を行う。保護者に対しても適切かつ真摯に対応する。

3) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的配慮や被害生徒の意向を配慮した上で、早期に警察と連携するなどの対応をとる。

4) いじめに当たると判断した場合であっても、そのすべてにおいて、いじめを行った生徒に対して厳しい指導を行う必要があるとは限らない。その場合、学校は「いじめ」という言葉を使わずに必要な指導を行うなど、柔軟な対応をとることも可能である。

#### 4. いじめの防止に関する具体的活動

- 1) 全在籍生徒とその保護者を対象としたアンケートの実施（年 2 回）
- 2) 全教職員対象とする「ソーシャルスキル」指導資格取得と活用
- 3) 教職員・在籍生徒を対象とする警察等の外部機関との連携による「サイバー犯罪」等の講習会実施

#### 5. 重大事態への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合は、「いじめ防止対策会議」を設置し、迅速に対応する。

##### 1) 「いじめ防止対策会議」の構成

校長および教頭、事務長、主幹教諭、生徒指導主事、当該クラス担任、スクールカウンセラーおよびアドバイザー

\*アドバイザーが参画することで、対応の公平性・中立性を確保するよう努める。

##### 2) 実施内容

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ③熊本県山都町長への調査結果報告および山都町教育委員会への調査結果報告および助言依頼
- ④いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

附則

令和 6 年 9 月 1 日 一部改正